

第 1 2 版

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

令和 2 年 7 月豪雨被災者支援のしおり



※このしおりには、令和 7 年 4 月 1 日時点のものを掲載しており、今後変更になる可能性がありますのでご注意ください。

目次

☉ 被害状況の証明に関すること ☉

- 1 罹災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む 3
- 2 被災証明書（住家以外）の発行【修正】 4

☉ 生活等資金に関すること ☉

- 3 災害弔慰金の支給 5
- 4 災害障害見舞金の支給 6
- 5 被災者生活再建支援金の支給【修正】 7
- 6 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予 10

☉ 住まいに関すること ☉

- 7 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策） 11
- 8 自宅再建利子助成（住まい再建支援策） 13
- 9 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策） 16
- 10 公営住宅入居助成（住まい再建支援策） 18
- 11 転居費用助成（住まい再建支援策） 20
- 12 住宅資金の貸付 22
- 13 災害復興住宅融資【修正】 23
- 14 水災補償加入促進助成金【修正】 25

☉ 宅地等の復旧に関すること ☉

- 15 被災住宅復旧に対する支援【修正】 26

☉ 免除や減免に関すること ☉

- 16 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例【修正】 27
- 17 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例【修正】 29
- 18 被災代替償却資産に対する固定資産税の特例【修正】 31
- 19 後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除(受付終了)還付 32
- 20 各種証明書の交付手数料の免除【修正】 33

☺☺ 子どもの養育・就学に関すること ☺☺

- 21 就学援助について…………… 34
- 22 「国の教育ローン」の災害特例措置【終了】…………… 35

☺☺ その他の再建支援 ☺☺

- 23 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧支援…………… 36
- 24 地域コミュニティ施設等の再建支援…………… 37

☺☺ 各種相談窓口 ☺☺

- 25 消費生活相談【修正】…………… 38
- 26 こころの健康相談【修正】…………… 39

1 罹災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む

税務課資産税係

令和2年7月豪雨に伴う、罹災証明書（住家）の再発行及び一部認定を行います。

住家の、罹災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた、罹災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」※・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」があります。

罹災証明書の新規受付は令和4年3月31日をもって終了しましたが、証明書の再発行については、引き続き行っています。

なお、「中規模半壊」の認定については加算支援金の申請期限まで行います。

※令和2年12月の被災者生活再建支援法改正により、住家の被害の程度に「中規模半壊」が加わりました。

■受付窓口・お問合せ先

税務課資産税係（庁舎1階 3番窓口）0966-22-2111（内線1037・1038）

■受付時間

午前8時30分～午後5時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

身分証明書（運転免許証、保険証など）

2 被災証明書（住家以外）の発行

修正

税務課資産税係・防災課防災係

令和2年7月豪雨に伴う、被災証明書の再発行を行います。

被災証明書とは、自然災害により住家以外の家屋等に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被災の事実を証明するものです。

被災証明書（住家以外）の新規受付は令和4年3月31日をもって終了しましたが、証明書の再発行については引き続き行っています。

対象

建物（アパート、店舗、倉庫、持ち家など）

■受付窓口・お問合せ先

税務課資産税係（市庁舎1階 3番窓口）0966-22-2111（内線1037・1038）

対象

家財道具・車両など

■受付窓口・お問合せ先

防災課（市庁舎3階 8番窓口）（内線3241・3242）

共通事項

■受付時間

午前8時30分～午後5時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

身分証明書（運転免許証、保険証など）

3 災害弔慰金の支給

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨により亡くなった方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

- ・亡くなった方が受給者の生計維持者の場合 : 500万円
- ・亡くなった方が受給者の生計維持者以外の場合 : 250万円

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎1階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・受領される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ・受領される方名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可） ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111（内線1251）

4 災害障害見舞金の支給

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において、災害との関連性が認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

災害により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250万円
生計維持者以外 : 125万円

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎1階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111（内線1251）

※対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。
まずは窓口又は電話にてお問い合わせください。

5 被災者生活再建支援金の支給

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨により住宅が全壊等の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ⑤ 住宅が中規模半壊の被害を受けられた世帯（半壊世帯で次のいずれかの基準を満たす場合）
 - (ア) 被災した住家の内部を調査し、部位による判定を行った結果、損害割合30%以上40%未満の世帯
 - (イ) 浸水深判定を行った場合で、1階の過半の内壁・建具が再使用不可能な場合

申請期限

- ① 基礎支援金：令和4年8月3日まで
- ② 加算支援金：令和7年8月3日まで

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎1階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (再建方法)		合計 (①+②)
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊 世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊 世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊 世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※加算支援金（賃借）は、公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居は、対象となりません。

■必要なもの

区分		全壊・ 中規模半壊	大規模半壊	解体世帯	
				大規模半壊 ・半壊	敷地被害
基礎	①罹災証明書の原本	○	○	○	○
	②住民票の原本	○	○	○	○
	③被災世帯主の通帳写し	○	○	○	○
	④閉鎖事項証明書の原本			○	○
	⑤敷地被害を証する書類				○
加算	⑥契約書等の写し	○	○	○	○

- 一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむを得ない事由で解体した場合は解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。

- 加算支援金を「賃借」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。
(「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請(差額申請)は原則できません。)
- 単身世帯の方が支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなられた場合は、支給されません(支援金の申請や支給の権利は相続の対象とはなりません。)
- 住民票の住所と、罹災した住所が異なる場合は、罹災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類(水道・電気等の料金明細等)が必要です。
- 加算支援金の申請は、契約の形態等により追加書類が必要な場合があります。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係

0966-22-2111(内線1251)

6 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

球磨地域振興局総務福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 令和2年7月豪雨により住家の被災をされた方
- ② 借受人又はその家族の疾病・負傷の場合
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

■必要なもの

償還の猶予を受けるには罹災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

7 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策）

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

※2 リバースモーゲージ型融資

- ・家や土地を担保に融資を受け、返済は利子分のみ
- ・元金の返済方法は3通り
 - ① 申込者が亡くなられたときに土地や建物を売却して返済
 - ② 申込者が亡くなられたときに相続人が元金を一括して返済
 - ③ 申込者が存命中に分割等で元金を返済

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

助成額

(1) 助成額 借入額のうち850万円まで

（850万円以上借入れの場合、850万円として助成額を算定します。）

借入額（限度額850万円）×利率（※）×20年分

※ 借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）で計算します。

(2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎 1 階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1） 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2） 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- （3） 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- （4） リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書
- （5） リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書
- （6） 入居者一覧
- （7） 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（4）～（6）の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111（内線 1251）

8 自宅再建利子助成（住まい再建支援策）

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※ 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

対象となる方

次の（1）（2）を満たす方が再建先へ入居した場合に対象となります。

- (1) 次のいずれかに該当する方で再建した住宅に入居した日の属する年の前年の収入（所得）が世帯収入要件を満たす方
- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
 - ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
 - ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
 - ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方
- (2) 住宅を再建するために自ら又は2親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方
- ※支給前に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

≪収入要件≫

1 世帯収入（所得）

- (1) 給与収入のみの場合：世帯全員の収入の合計額が500万円以内
(2) 給与収入以外の収入がある場合：世帯全員の所得の合計額が350万円以内

2 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）

扶養親族数	(1) 世帯全員の収入が給与収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合
1人の場合	世帯全員の収入の合計額が550万円以内	世帯全員の所得の合計額が390万円以内
2人の場合	世帯全員の収入の合計額が600万円以内	世帯全員の所得の合計額が430万円以内
3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が700万円以内	世帯全員の所得の合計額が510万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除する。

(1) 満60歳以上の者がいる場合：1人につき10万円

(2) 障がい者：1人につき27万円

(3) 特別障がい者：1人につき40万円

なお、この場合は、世帯収入（所得）要件を世帯収入が給与収入のみの場合も給与収入以外の収入がある場合として算定します。

助成額

(1) 助成額 借入額（限度額 850 万円）と利率と実際の借入期間に基づき算定した利子額（元利均等返済の利子計算方法により算定）

※住宅金融支援機構以外の金融機関から融資を受けた場合、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率を適用します。

(2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎 1 階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する全員の続柄記載のもの）
- (3) 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年（前年の課税所得証明書が取得できない場合は、前々年）の課税所得証明書（世帯全員のもの）
- (4) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (5) 自宅再建利子助成事業補助金交付申請書
- (6) 自宅再建利子助成事業完了実績報告書
- (7) 入居者一覧
- (8) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

- ※1 その他 収入要件の緩和に係る書類や函面等が必要な場合があります。
- ※2 (5)～(7)の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111（内線 1251）

9 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策）

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の賃貸住宅に入居した場合に契約に伴う初期費用を定額で助成します。

- ※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。
- ※2 「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。
- ※3 みなし仮設住宅として入居していた住宅をそのまま再建先として新たな契約（二者契約）を結ばれた場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎 1 階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- (3) 民間賃貸住宅入居助成金交付申請書
- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- (5) 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (6) 振込先口座の分かるもの

(7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（3）、（4）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

1世帯あたり20万円（定額）

※1 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。

※2 複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111（内線 1251）

10 公営住宅入居助成（住まい再建支援策）

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の公営住宅に入居する場合に必要な費用の負担軽減のため定額で助成します。

※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

※2 避難先として入居していた公営住宅をそのまま再建先とした場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方で被災者生活再建支援金の加算支援金を受給していない方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎 1 階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）公営住宅入居助成金交付申請書
- （4）令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- （5）公営住宅の入居決定が確認できる書類（決定通知書や許可書など）の写し
- （6）振込先口座の分かるもの
- （7）被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（3）、（4）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。

(押印箇所があります)

助成額

助成額 1世帯あたり10万円(定額)

- ※1 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。
- ※2 複数の世帯が同一の公営住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111(内線1251)

1 1 転居費用助成（住まい再建支援策）

福祉課被災者支援係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、熊本県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等の再建先への転居に要する費用を定額で助成します。

※1 本助成における「転居」とは

- 仮設住宅やみなし仮設から新たな住まい（再建先）に居所を移した場合
- 罹災住所から直接再建先に居所を移した場合
- 罹災住所から親戚宅など応急的な住まいに居住した後、新たな住まい（再建先）に居所を移した場合

※2 仮設住宅やみなし仮設への転居は対象となりません。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で供与期間内に退去した方（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月

お手続き

■受付場所

福祉課被災者支援係（市庁舎 1 階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- (3) 転居費用助成金交付申請書
- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状

- (5) 再建先の入居に関する契約書等の写し（建築・補修請負契約書、賃貸借契約書）
- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）
- (8) 転居があったことを証する書類（被災住所又は避難先住所が再建先住所と同じ場合）

※（3）、（4）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

1 助成額 1世帯あたり10万円（定額）

※ 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。

■お問合せ先

福祉課被災者支援係 0966-22-2111（内線 1251）

12 住宅資金の貸付

球磨地域振興局総務福祉課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築しようとする場合に貸付ができる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦

貸付限度額

150万円

※ただし、申請書類に罹災証明書等の添付があれば、200万円までの貸付ができる場合があります。

■相談窓口 球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

1.3 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

被災された方（「罹災証明」を交付されている方）が、ご自分が居住するために住宅を建設、購入、補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

【融資の申込みに必要となる罹災証明書】

建設・購入	住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」した旨の「罹災証明書」
補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」

☆建設・購入の融資を利用する場合、罹災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能又は困難であることを、借入申込書に記入することにより申し込むことができます。（「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません。）

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは次ページを参照してください）

■受付期間 令和7年8月31日まで

■お問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター
（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要（令和7年3月1日現在）】

融資限度額※1	建設	土地を取得する場合 :5,500万円 土地を取得しない場合 :4,500万円
	購入	5,500万円
	補修	2,500万円
融資金利※2 （全期間固定金利）	申込時点の金利を適用	
返済期間	35年以内(1年以上1年単位)※3	
備考	※1:所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2:融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合せいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。 ※3:完済時の年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

《参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度(災害復興住宅融資)》

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等（直系卑属）で、定期的収入のある方を後継者（連帯債務者）にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：（80歳－「後継者」の申込時の年齢（1歳未満は切上げ））

(2)親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「罹災証明書」の交付を受けた親（満60歳以上の父母・祖父母等）が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子（申込本人）は債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人（子）は持分を必ず持つていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設（購入）場所は制限がありません。

(3)高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ型）

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱いがあります。

<借入金額1,000万円、融資金利年2.18%で試算した場合の支払額の例>

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	18,166円	217,992円

※1 令和7年3月1日現在の金利（原則として毎月改定します）。

※2 毎月の支払額＝借入希望額×融資金利÷12（1円未満切捨て）

(4)その他（収入合算の利用）

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があり、また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

■お問合せ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター

(災害専用ダイヤル) 0120-086-353 (通話料無料)

1.4 水災補償加入促進助成金

防災課防災係

自己の居住の用に供する建物について、水災補償を付帯した火災保険等に加入された方に、保険料の1年間分の掛け金の一部を助成します（上限1万円）。 ※1回限り
申請書類や要項については、市ホームページをご覧ください。申請書様式は市防災課窓口でもお渡しできます。



人吉市ホームページ

対象となる方・条件

- ・人吉市内の自己の居住の用に供する建物について、水災補償を付帯した保険等に加入している方
- ・保険等の新規契約日が令和4年10月1日～令和8年3月31日までであること。
（上記期間中に新規加入または契約更新されたものが対象となります。）
- ・人吉市の住民基本台帳に記載されている方
- ・住宅を所有し居住していること
- ・転勤、療養等やむを得ない事情により申請者が居住されていない場合、申請者と生計を一にする者が居住されていること。
- ・市税等の滞納がないこと
- ・これまでに本助成事業の交付を受けていないこと

申請期限

令和4年10月1日～令和8年3月31日

お手続き

■受付窓口・お問合せ先

防災課（市庁舎3階 8番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- (1) 交付申請書
- (2) 住宅所有を証明する書類の写し（固定資産税課税明細書や登記簿謄本の写し等）
- (3) 保険関係書類（補償内容及び保険料の支払いが確認できる書類の写し）
- (4) 身分証明書

15 被災宅地復旧に対する支援

修正

住宅政策課建築係

令和2年7月豪雨による宅地の被害（のり面・よう壁の崩壊、地盤の陥没など）を原形に復旧する際にかかる費用が50万円を超えるものに対して、復旧費用の一部を支援します。

対象となる方

- ・被災した宅地の所有者
- ・被災した宅地の管理者又は占有者（所有者の承諾を得た者に限る。）

※すでに復旧工事が済んでいても被災状況が確認できる写真等があれば申請できます。

申請期間

令和3年10月1日～令和8年3月31日

補助額

補助対象工事費から50万円を控除した額の3分の2（上限633万3千円）

お手続き

■申請窓口

住宅政策課建築係（市庁舎2階 1番窓口） 月～金曜日（祝日除く）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分

■申請に必要なもの

- （1）交付申請書
- （2）宅地の被災状況が確認できるもの（写真など）
- （3）復旧工事に関する書類（請求書、見積書、領収書、設計図など）
- （4）被災宅地の位置図、登記事項証明書、字図
- （5）住民票
- （6）その他市長が必要と認めるもの（承諾書など）

■お問合せ先

住宅政策課建築係 0966-22-2111（内線2234・2236）

16 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例

修正

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により住宅が滅失又は損壊したために、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合は、特例措置の対象になる場合があります。

この特例は、令和8年度まで引き続き住宅用地とみなされ、課税標準額を軽減する措置です。

対象となる方

令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した住宅が建っていた土地の所有者等

- (1) 令和2年度の被災住宅用地の固定資産税納税義務者
- (2) 令和2年1月2日から同年7月4日までの間に被災住宅用地を取得した者
- (3) (1) 又は (2) の者から被災住宅用地を相続した者
- (4) (1) 又は (2) の者から被災住宅用地を取得した三親等内の親族
- (5) (1) 又は (2) の者との合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人

対象となる土地

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 令和2年7月豪雨を原因として、住宅が滅失された住宅用地
- (2) 令和2年度において住宅用地の特例を受けていた土地
- (3) 令和3年から令和6年までの各年1月1日現在で、家屋又は構築物の敷地となっていない土地

適用期間

令和3年度から令和8年度まで

※ただし、期間内に事業所用地等にするなど、他の目的に利用した場合は特例適用からはずれます。

申請期限

賦課年度の初日の属する年の1月31日まで

- (例) 令和3年6月に被災住宅用地を相続した場合、令和4年1月31日まで

お手続き

■税務課資産税係（市庁舎1階 3番窓口）

■申請に必要なもの

(1) 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例申告書

(2) その他

ア 被災住宅用地の相続人又は被災住宅用地を取得した三親等内の親族が特例の適用を受けようとする場合

戸籍謄本（写し）

イ 合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人が特例の適用を受けようとする場合

その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線 1051）

17 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例

修正

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、取得又は改築した場合は、特例措置の対象になる場合があります。

この特例は、令和9年3月31日までの間に、一定の被災地域内において、取得又は改築した場合には、固定資産税及び都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分を取得した年の翌年から4年度分を2分の1とする措置です。

対象となる方

次のいずれかに該当する方が、被災家屋の代替家屋を取得又は改築した場合

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持ち分を有するものを含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※被災家屋の所有者とは、令和2年（2020年）7月4日現在の所有者であり、災害時点で家屋を所有しておらず、災害後に新たに被災家屋を取得した場合は対象となりません。

被災家屋の要件

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 令和2年7月豪雨により、滅失又は損壊した家屋
※原則として、り災証明書の判定が【半壊】以上であること。又は令和2年度の固定資産税及び都市計画税において、減免が適用される程度の被害を受けていること
- (2) 取壊し又は売却等の処分がなされていること

代替家屋の要件

次の要件を満たす家屋を取得（中古住宅を含む。）又は改築された場合に特例が適用されます。

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋で、原則として種類（用途）又は使用目的が同一であるもの
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋以上となるもの

※固定資産税上の改築とは、建築基準法上の改築とは異なり、家屋の基礎と柱以外を全て取り替えるような、被災前への原状復旧修繕を超える、大規模な修繕などを指します。

※改築家屋については、新築家屋として固定資産税の評価を新たに受ける必要があります。

申請期限

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の 1 月末まで

ただし、令和 2 年（2020 年）7 月 4 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの間に取得又は改築した家屋に限る

お手続き

■税務課資産税係（市庁舎 1 階 3 番窓口）

■申請に必要なもの

- (1) 震災等による被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例申告書
- (2) 被災家屋が令和 2 年 7 月豪雨により滅失又は損壊したことを証する書面
り災証明（写し）、減免決定通知書（写し）等
※被災家屋が人吉市に所在する場合は、提出不要です。
- (3) 被災家屋の所在を証する書面
被災家屋が所在した市町村が発行する令和 2 年度固定資産税名寄帳（写し）、課税台帳記載事項証明書（写し）等
※被災家屋が人吉市に所在する場合は、提出不要です。
※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要になります。
- (4) 被災家屋の処分を確認できる書面
解体契約書（写し）、売買契約書（写し）、解体完了通知書（写し）等
※改築の場合は提出不要です。
- (5) その他
相続人等が特例の適用を受けようとする場合、その関係を証する書類。
 - ・相続人⇒戸籍謄本（写し）
 - ・被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族⇒戸籍謄本（写し）及び住民票（写し）
 - ・合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等⇒法人の登記簿謄本（写し）※必要に応じて、上記以外の書面を提出していただく場合があります。

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線 1051）

18 被災代替償却資産に対する固定資産税の特例

修正

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」）の所有者等が、被災償却資産に代わる償却資産（以下「代替償却資産」という）を取得または改良した場合は、特例措置の対象となる場合があります。

この特例は、令和9年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、取得又は改良した年の翌年から4年度分の課税標準について、価格を2分の1とする措置です。

対象となる資産

- 1 代替償却資産として取得したもので、以下の条件をすべて満たすもの
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であること
 - ・代替される被災償却資産は、除却等の処分がされていること
- 2 被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

※ただし、令和2年（2020年）7月4日から令和9年（2027年）3月31日までの間に取得又は改良した償却資産に限る

申請期限

代替償却資産を取得又は改良した年の翌年の1月1日から1月末まで

お手続き

■税務課資産税係（市庁舎1階 3番窓口）

■申請に必要なもの

- (1) 令和2年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が災害発生時に所在したことを証する書類
 - ・令和2年度償却資産税名寄帳（写し）
 - ・種類別明細書（写し）
 - ・災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類（納品書等）
- (4) 滅失又は損壊した旨を証する書類
- (5) 代替取得の場合、被災償却資産を除却処分したことがわかる書類
- (6) その他必要に応じて上記以外の書類

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線1051）

19 後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

高齢者支援課元気・長生き係

令和2年7月豪雨により被災された後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方が医療機関を受診した際に支払う医療費の一部負担金(窓口負担)の免除措置は、令和3年12月31日をもって終了しました。

なお、下記免除対象期間の医療機関受診分で、一部負担金免除証明書の交付前等に支払われた一部負担金がある場合は、還付を受けることができます。

免除対象期間

- ・令和2年7月4日から令和3年12月31日までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職して現在収入がない方

●すでに支払った後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の還付●

還付の対象となる医療費

令和2年7月4日から令和3年12月31日までの受診分で、一部負担金免除証明書の交付前に既に支払われた一部負担金

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代(差額ベッド代)
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口

高齢者支援課元気・長生き係

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日(祝日を除く)

■必要なもの

預金通帳、保険証、一部負担金の額がわかる領収書、免除証明書又は罹災証明書、代理人申請の場合は代理人の本人確認書類

お問合せ先

高齢者支援課元気・長生き係 0966-22-2111(内線1213)

20 各種証明書の交付手数料の免除

市民課・税務課

罹災証明書または被災証明書の交付を受けられた方は、手数料条例に定める証明書等の手数料が免除されます。

対象となる方

罹災証明書または被災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類

- ① 住民票（広域交付を含む。）及び戸籍謄抄本・戸籍附票の写しの交付
- ② 印鑑登録証及び印鑑登録証明書
- ③ 所得課税証明書
- ④ 固定資産関係証明書
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ その他、手数料条例に定める手数料

お手続き

■証明書の種類：担当部署（窓口番号）

- ①～② : 市民課市民係（1番窓口）
- ③ : 税務課諸税係（3番窓口）
- ④ : 税務課資産税係（3番窓口）
- ⑤ : 税務課収納係（4番窓口）

■申請に必要なもの

罹災証明書または被災証明書（写しでも可）

■お問合せ先

- ◆①～②について
市民課市民係 0966-22-2111（内線 1002）
- ◆③について
税務課諸税係 0966-22-2111（内線 1035）
- ◆④について
税務課資産税係 0966-22-2111（内線 1051）
- ◆⑤について
税務課収納係 0966-22-2111（内線 1054）

21 就学援助について

学校教育課教育係

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（給食費、学用品費等）を行う就学援助制度を設けています。

対象となる方

人吉市内に住所を有しており、次のいずれかの要件に該当する世帯（所得要件有）

- ①生活保護の停止・廃止があった世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③個人事業税減免の世帯
- ④市町村民税減免の世帯
- ⑤固定資産税減免の世帯
- ⑥国民健康保険税免税の世帯
- ⑦国民年金保険料免除の世帯
- ⑧生活福祉資金を借りている世帯
- ⑨児童扶養手当の受給世帯
- ⑩収入が少ない、収入が不安定、長期療養や災害など特別な事情で生活が苦しく、学校費用の支払いに困っている世帯

なお、審査で認定となった場合は、申請書提出日の翌月分からの支給となります。

お手続き

■申請窓口

各小・中学校の事務室又は学校教育課

■申請に必要なもの

- (1) 就学援助申込書
- (2) 上記①～⑩の要件を確認できる書類
- (3) 同居の方全員の記載がある所得課税証明書

■お問合せ先

学校教育課教育係 0966-22-2111（内線 4015） 月～金曜日（祝日除く）

22 「国の教育ローン」の災害特例措置

終了

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、令和2年7月豪雨により被害を受けたみなさまを対象として実施していた「災害特例措置」は、令和7年3月31日をもって終了しました。

お問合せ先

日本政策金融公庫

教育ローンコールセンター : 0570-008656

2.3 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧支援

文化課文化政策係

令和2年7月豪雨災害により被災した民間所有の文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

国・県・人吉市指定文化財及び国登録文化財を民間で所有または管理する方（法人を含む）

申請期間

令和3年7月1日～ ※現在期限の設定はありませんが今後設定する可能性があります。

補助額

- 1 国指定、県指定、人吉市指定文化財
対象経費のうち所有者負担額の2分の1以内。
- 2 国登録文化財
(1)設計監理費 対象経費のうち所有者負担額の2分の1以内。（ただし国庫補助対象とならない場合は所有者負担額の3分の2以内。）
(2)工事費 対象経費のうち所有者負担額の3分の2以内。
- 3 令和2年7月豪雨災害以降に新たに指定もしくは国登録となった文化財
上に掲げる指定、登録、各々の補助率を適用。（但し指定・登録後から申請可）。
※補助率は条件により異なります。対象経費の範囲等についても個別にご確認下さい。

お手続き

■申請窓口、相談窓口

文化課（カルチャーパレス1階事務室）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※お越しの際は、あらかじめ問い合わせ先までご連絡ください。

■申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書及びその他添付書類 ※所定様式あり
- (2) 実施設計書及び設計図(写)、工事請負契約書・見積書(写)、配置図、施工前写真
- (3) 申請者が団体の場合は代表者の印鑑

■お問合せ先

文化課 0966-22-2324（直通） 月～金曜日（祝日除く）

24 地域コミュニティ施設等の再建支援

文化課文化政策係

令和2年7月豪雨災害により被災した地域、集落におけるコミュニティの場として長年利用されてきた施設や地域の祭り等に使用する用具等の再建に要する経費の一部を補助します。

【補助の事例】

施設：神社、お堂、祠やその中にまつられている神仏の修理等の復旧費。

用具：みこし、太鼓、衣装など地域の行事等に使う用具等。(ただし単価が3万円以上のもの。)

対象となる方

対象施設や用具等を管理する集落又は自治会（町内会等）

申請期間

令和3年7月1日～ ※現在期限の設定はありませんが今後設定する可能性があります。

補助額

補助対象経費の2分の1以内。(ただし施設は1,000万円、用具は1件につき100万円を限度とする。)

※このほか補助対象の条件や対象経費の範囲等については設定があります。詳細は個別にご確認下さい。

お手続き

■申請窓口、相談窓口

文化課（カルチャーパレス1階事務室）

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※お越しの際は、あらかじめ問い合わせ先までご連絡ください。

■申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書その他添付書類 ※所定様式あり
- (2) その他市長が必要と認める書類（見積書等の金額の根拠となる書類、写真等）
- (3) 申請団体代表者の印鑑

■お問合せ先

文化課 0966-22-2324（直通） 月～金曜日（祝日除く）

地域コミュニティ課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

令和2年7月豪雨に伴い、賃貸アパートからの退去、家屋修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- 人吉市消費生活センター（地域コミュニティ課くらし安心相談係）
0966-22-2111（内線 1060）
（月～金曜日（祝日を除く）：午前8時30分～午後5時）
※人吉市消費生活センターでは、消費生活相談以外の相談も受け付けています。どこに相談していいかわからないお困りごとがありましたら、ひとりで悩まず、なんでもご相談ください。
※人吉市消費生活センターでは、毎月第1・第3火曜日（祝日を除く）に無料法律相談会を開催しています。弁護士に法的なご相談をされたい方はご利用ください（要予約）。
- 消費者ホットライン
局番なしの188番（原則毎日 ※土日祝日含む）

令和2年7月豪雨で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

人吉市保健センター

0966-24-8010 (月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時)

熊本県精神保健福祉センター

096-386-1166 (月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時)

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 (年中無休：午前11時～午後6時30分)

・熊本いのちの電話

096-353-4343 (年中無休：24時間)

0120-783-556

(毎日(ただし毎月10日除く)：午後4時～午後9時)

(毎月10日：午前8時～翌日午前8時)

・よりそいホットライン

0120-279-338 (年中無休：午前10時～午後10時)

・LINE相談「こころの悩み相談@熊本」

毎週月曜日、水曜日、金曜日の午後6時～午後10時 ※R7.3.31まで

(1) QRコードで検索



(2) LINEID検索

「@079iwxlt」

・こども向け相談 チャイルドライン

18歳までの子ども専用で、チャット相談もあり

0120-99-7777 (毎日(年末年始を除く) 午後4時～午後9時)

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7番地 1
人吉市役所3階

人吉市復興政策部復興支援課まちづくり推進係

TEL : 0966-22-2111

E-mail : fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp